

事務連絡  
平成16年 3月25日

各保険医療機関 様

秋田県国民健康保険団体連合会  
審査課

秋葉国保連第143号  
平成16年2月24日

各保険医療機関 様

秋田県国民健康保険団体連合会

(公印省略)

診療報酬明細書の記載について

平素、本会の業務運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。さて、先に「診療報酬請求書の様式の変更について」(秋葉国保連第143号、平成16年2月24日付)を送付致しましたが、その後、下記の部分につきまして変更が生じたことから、本会へ提出される際の事務取り扱いについて、特段のご協力をお願い申し上げます。

記

※ 診療報酬明細書で公費等3者併用の場合(福祉を含む)の療養の給付の欄の公費②欄には、保険点数-公費①点数を記載のこと。

でありましたが、福祉医療がある3者併用にあつては、公費②には上段の保険点数を記載されたいこと。

(例) 27(老人保健法)・51(特定疾患治療研究事業)・78(重度心身障害(児)者)の3併用の場合

療養の給付	保険公費①	請求点
	57,420	点
	公費②	61,200

診療報酬請求書の様式の変更について

平素、本会の業務運営につきまして、格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。さて、本会では支払事務のシステム改善を図り、今後における国保制度改正についての迅速な対応と医療機関への適正な支払いの為、平成16年5月請求分より診療報酬請求書を「新明細書の記載要領」(平成15年4月版)に基づいた様式(別添)に変更致します。

請求書の記載方法については、下記に留意の上、事務取り扱いについて特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、このことについては、県医師会及び県歯科医師会より了承されていることを申し添えます。

記

1. 一般欄  
・国保単独+国保公費併用+国保福祉併用分の件数、日数、点数、一部負担金及び食事療養の件数、日数、金額、標準負担額を記載する。
  2. 退職欄  
・退職単独+退職公費併用+退職福祉併用分の件数、日数、点数、一部負担金及び食事療養の件数、日数、金額、標準負担額を記載する。
  3. 老人欄  
・老人保健単独+老人公費併用+老人福祉併用分の件数、日数、点数、一部負担金及び食事療養の件数、日数、金額、標準負担額を記載する。
  4. 公費・福祉欄(再掲)  
・一般、退職、老人に係る公費+福祉の件数、日数、対象点数、一部負担金及び食事療養(公費1.0、2.1、及び福祉分については不要)の件数、日数、金額、標準負担額を記載する。
- ・2種の公費(福祉を含む)を併用している場合はそれぞれ合算して記載する。



